

山谷よしのり後援会規約

第1条（名 称）

本会は、山谷よしのり後援会（以下、「本会」）と称し、代表者は 後 藤 哲 人 とする。

第2条（事務所）

本会の主たる事務所は、北海道苫小牧市に置く。

第3条（目 的）

本会は、山 谷 芳 則 氏の政治活動を支援し、会員相互の親睦を深めるとともに、市政及び地域社会の発展並びに市民生活の向上を図ることを目的とする。

第4条（事 業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 研究会、座談会、講演会及びセミナー等の開催
- (2) 機関誌等会報及びその他の印刷物の発行、発刊並びに配布
- (3) 研修会等の開催
- (4) 関係機関または諸団体との連携及び要望並びに宣伝活動
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

第5条（会 員）

- 1 本会の会員は、第3条の目的に賛同し、入会手続きを完了した者をもって会員とする。
- 2 本会の会員は、役員を含む本会の執行部である正会員と、これ以外の副会員に分類し、設ける。

第6条（役 員）

本会は、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 相談役 1名以上
- (2) 顧 問 1名以上
- (3) 会 長 1名
- (4) 副会長 1名以上
- (5) 幹事長 1名
- (6) 副幹事長 3名以上
- (7) 幹 事 3名以上
- (8) 選挙対策本部長 1名
- (9) 広報戦略本部長 1名
- (10) 事務長 1名
- (11) 事務次長 1名以上
- (12) 会計責任者 1名
- (13) 副会計責任者 1名以上

第7条（役員選任）

- 1 本会の役員は、総会において選任する。
- 2 本会の役員の任期は、原則1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した役員の補欠として、又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の在任役員の任期の残存期間と同一とする。
- 4 本会の会長は、役員の間選によって選任する。
- 5 本会の会長は、本会を代表する。

第8条（会 議）

- 1 本会の会長は、毎年1回の定時総会及びその他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 本会の会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第9条（経 費）

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充当する。

第10条（会 費）

- 1 本会の年会費は、正会員1,000円、副会員0円とする。
- 2 本会の年会費の徴収方法は、総会において決定する。
- 3 本会の年会費は、退会者に対して、返金は行わない。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第12条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第13条（補 則）

本規約の定めのない事項については、役員会で決定する。

第14条（設立年月日）

本会の設立年月日は、平成31年2月8日とする。

附 則

- 1 本規約は、平成31年2月8日より施行する。
- 2 総会は、毎年5月に招集する。

附 則

- 1 令和5年 1月 1日 一部改正及び施行
(1) 第10条（会 費）